

PDF

令和2年(ワ)第4920号 損害賠償請求事件

原告 (閲覧制限) ほか13名

被告 国

準備書面(8)

令和4年8月9日

東京地方裁判所民事第50部合は係 御中

被告指定代理人

本	村	行	広)
藤	枝	祐	人	
吉	木	智	宏)
松	波	卓	也	(代)
寺	下	征	司	(代)
高	橋	あゆ	み	(代)
安	部		賢	(代)
村	上		岳	(代)
伊	集	浩	平	(代)

被告は、本準備書面において、原告らの令和4年5月9日付け準備書面(9)（以下「原告準備書面(9)」という。）に対し、必要と認める範囲で反論する。

なお、略語等については、本準備書面で新たに用いるもののほか、従前の例による。

第1 令和4年4月4日参議院決算委員会における松野博一官房長官の答弁に関する原告らの主張には理由がないこと

1 原告らの主張

原告らは、令和4年4月4日参議院決算委員会（原告準備書面(9)には参議院予算委員会とあるが、正しくは参議院決算委員会である。）における松野博一官房長官の答弁を引用して、「子どもと引き離されることが、心身に有害な影響を及ぼしたものと認められることは明白であり、「その結果、それは配偶者からの暴力に該当することは明白である」から、「子の連れ去りや留置が、子と引き離される親の基本的な人権や人格的な利益を侵害する違法行為であることは明白であ」って、「それを防ぐための刑事法・民事法・手続法について、国会（国会議員）が立法を行う義務を負っていることは明白である」などと主張する（原告準備書面(9)・12ないし14ページ）。

2 原告らの主張には理由がないこと

(1) しかしながら、令和4年4月4日参議院決算委員会における、梅村みずほ参議院議員の質問に対する松野博一官房長官の答弁は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律において、配偶者からの暴力とは、配偶者からの身体に対する暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動と定義をされています。御指摘の虚偽DVによって長期間子供と引き離されることについては、ケース・バイ・ケースではありますが、これにより心身に有害な影響を及ぼしたものと認められる場合には配偶者からの暴力に

該当するもの、該当する可能性もあり得ると考えております。現在、内閣府では、配偶者暴力防止法の見直しを含めたDV対策の抜本的強化に向けて検討しており、その中で子供と離れて暮らす父母の要望も伺っているところでもあります。こうした要望も踏まえつつ、様々な状況で配偶者からの暴力に苦しむ方をきめ細かく支援できるよう、DV対策の抜本的強化に向けて検討を進めていく考えであります。」というものであり、上記答弁の内容をみても、「DV対策の抜本的強化に向けた検討」について述べているものにすぎない。とすれば、上記答弁を根拠として、直ちに「子の連れ去りや留置が、子と引き離される親の基本的な人権や人格的な利益を侵害する違法行為であることは明白である」とか、「それを防ぐための刑事法・民事法・手続法について、国会（国会議員）が立法を行う義務を行っていることは明白である」などといえないことは明らかである。

(2) したがって、原告らの前記1の主張には理由がない。

第2 遠藤富士子東京家庭裁判所調停委員（当時）の論文（甲A158）に関する原告らの主張には理由がないこと

1 原告らの主張

原告らは、遠藤富士子東京家庭裁判所調停委員（当時）「面接交渉の時期・方法・履行確保」（判例タイムズ1100号190及び191ページ、甲A158）を引用し、「国会（国会議員）は、現行法上「面接交渉の拒否に対する法的な対抗手段はほとんどない」（中略）以上、連れ去りによる親子分断が生じないために、さらには子を連れ去られる親の権利侵害（基本的な人権と人格的な利益の侵害）と連れ去られる子の権利侵害（基本的な人権と人格的な利益の侵害）が生じないために、親による子の連れ去り自体を禁止する刑事法や民事法、さらには親による子の連れ去りが生じないための手続法の立法義務を負うこと

は明白である」などと主張する（原告準備書面(9)・17ないし19ページ）。

2 原告らの主張には理由がないこと

(1) しかしながら、前記1の論文は、「以上でみたように、面接交渉の頑強な拒否に対する法的な対抗手段はほとんどないと言ってよい。」（甲A158・191ページ）と指摘した上で、「こうした親たちに対しては、説得したり強制したりするだけでは真に子の成長に役立つ面接交渉を実現することは困難であろう。結局のところ、面接交渉に関する紛争は法的な問題というよりは人間関係の問題である。親たちは、子の気持とニーズを理解して自分の都合より優先すること、自分の言動が子にどのように受け取られるか配慮して子を傷つけないようにすること、別れた夫婦であっても親同士として子のために協力することなど、つまり子の福祉を尊重することを学ぶ必要がある。そのためには親としてのあり方を自覚させるための指導、自らの問題点に気づかせるためのカウンセリングなど、専門的な援助が期待されるところである。」と述べているのであって、原告が主張するような立法措置の必要性を述べているわけではない。とすれば、上記論文を根拠として、直ちに「親による子の連れ去り自体を禁止する刑事法や民事法、さらには親による子の連れ去りが生じないための手続法の立法義務を負うことは明白である」といえないことは明らかである。

(2) したがって、原告らの前記1の主張には理由がない。

以 上